

課税対象に関するよくあるご質問

Q7 取り壊し費用が高額となるため放置してあり、使用する予定がない倉庫についても課税対象となりますか。

A7 倉庫全体が、使用されず現に廃棄同然のものについては、事業所税の課税対象とはなりません。

Q8 社宅や社員寮等は、事業所用家屋として課税の対象となりますか。

A8 社宅や社員寮等は、人の居住の用に供されるものであり、事業所等に該当しないので課税の対象にはなりません。

Q9 不動産業者等が所有するマンション・アパート等は、事業所税の対象となりますか。

A9 マンション・アパート等の人の居住の用に供される家屋は、事業所等に該当しませんので、事業所税の課税対象とはなりません。

ただし、マンション・アパート等の一室を営業所や事務所として使っているような場合は、その部分が事業所税の課税対象となります。

Q10 有料老人ホーム（老人福祉法第29条に該当）は、事業所税の対象となりますか。

A10 有料老人ホームは、居住用施設と事業用施設とに区分し、事業用施設のみが事業所税の課税対象となります。

1 居室

入居者の居住の用に供する施設になるため、居住用施設となります。

2 食堂

食堂は日常生活に必要不可欠なものであるため、居住用施設となります。

3 談話室、居間

入居者の居住の用に供する施設になるため、居住用施設となります。

4 有料老人ホームの事務所、ヘルパー室、相談室、会議室、倉庫、厨房、リハビリ室、洗濯室、汚物処理室
事業用施設となります。

5 浴室

(1) 居室内の浴室、介護浴室・特別介護浴室

日常生活に必要不可欠なものであるため、居住用施設となります。

(2) 大浴場等の共用浴室

居室内に浴室がない場合に限り、居住用施設となります。

6 共用のトイレ

(1) 入居者が共用で使用するトイレ

日常生活に必要不可欠なものであるため、居住用施設となります。

(2) 職員と入居者が共用で使用するトイレ

共用のトイレの床面積を居住用施設の床面積と事業用施設の床面積の割合で按分します。

7 廊下、階段、エレベーター、玄関、エントランス

廊下等の共用部分の床面積を居住用施設の床面積と事業用施設の床面積の割合で按分します。

なお、有料老人ホームは特定防火対象物に該当するため、消火設備、廊下、階段等が地方税法第701条の34第4項の消防用設備等の非課税になる場合があります。

Q11 鉄道の高架下の建造物（店舗・倉庫）は、事業所税の課税の対象となりますか。

A11 事業所税の課税対象となります。

Q12 駅の中で営業している飲食店やコンビニエンスストア等は、事業所税の課税の対象となりますか。

A12 事業所税の課税対象となります。

Q13 運輸会社の荷物積卸場は、事業所税の課税の対象となりますか。

A13 事業所税の課税対象となります。

Q14 結婚式場、葬儀会館、葬儀場は、事業所税の課税の対象となりますか。

A14 事業所税の課税対象となります。

Q15 屋根付きの自転車置き場、事業所内のトイレ、物置は、資産割の課税において事業所床面積に算入されますか。

A15 自転車置き場は、事業所用家屋の一部である限り事業所税の課税対象となります。
トイレや物置も、食堂内にある等、福利厚生施設専用のものを除き、課税対象となります。

Q16 コインランドリー（備え付けの洗濯機、乾燥機を用いて利用者が洗濯する無人の店舗等）は、事業所税の課税の対象となりますか。

A16 事業所税の課税対象となります。

Q17 現金自動預け払い機や現金自動支払機等（ＡＴＭ）の設置スペースは、事業所税の課税の対象となりますか。

A17 事業所税の課税対象となります。